平成２４年（フ）第２０号
宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字開発14番地３
債務者　菅原しげみ（旧姓松野）
1　決定年月日時　平成24年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２４年（フ）第１８号
秋田県由利本荘市岩城二古字横砂子１番地104
債務者　山田　肇子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第３４号
福島県いわき市常磐下湯長谷町３丁目41番地の１、前住所福島県いわき市泉ケ丘１丁目43番地の14
債務者　根本　賀唯
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第３５号
福島県いわき市常磐下湯長谷町３丁目41番地の１、前住所福島県いわき市泉ケ丘１丁目43番地の14
債務者　根本美津江
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第３１号
埼玉県越谷市大沢１丁目16番25号　安田ハイツ、前住所茨城県取手市新取手２丁目28番２号
債務者　細谷恵美子
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘６丁目10番地24
債務者　岡野　道子（旧姓米田）
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
茨城県守谷市本町108番地の１　サンハーモニー大和田Ｃ102、住民票上の住所茨城県守谷市本町108番地の１　サンハーモニー大和田Ｅ101
債務者　猿田めぐみ（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
長野市大字鶴賀90番地２　シャルムはまなす202号
債務者　松倉　育代
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６３１６号
大阪市住之江区浜口東３丁目11番８―1104号、申立時の住所大阪市住之江区浜口東３丁目２番18号　西川ビル501
債務者　茂山　憲一
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７３８４号
大阪市城東区森之宮２丁目６番331号
債務者　六串　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９２０号
大阪府吹田市南金田２丁目７番12―501号、前住所大阪府吹田市泉町５丁目16番５号
債務者　大下　裕司
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４２７号
大阪府東大阪市大蓮南５丁目10番11号
債務者　鈴木壽明こと　金　　壽明
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７０４号
大阪府茨木市南安威２丁目９番18―508号
債務者　天野　　盛
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７４９号
大阪府東大阪市大蓮北３丁目22番16号
債務者　徳永加津三
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８３８号
大阪府吹田市昭和町14番20号
債務者　大北千恵子
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８９８号
大阪府吹田市樫切山21番Ｄ―210号
債務者　堀場　昭彦
1　決定年月日時　平成24年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部